

議案第 48 号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を
改正する条例

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（平成 6 年小田原市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 小田原漁港地区地区整備計画区域の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「機能施設」の次に「（直売所を除く。）」を、「主とする」の次に「直売所その他の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 10 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

漁港漁場整備法の一部改正に伴う所要の整備を行うため提案するものであります。